

**「令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」
等の運用に係る特例措置等について（お知らせ）**

令和 7 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）及び令和 7 年度設計業務委託等技術者単価（新技術者単価）が決定され、令和 6 年度公共工事設計労務単価（旧労務単価）及び令和 6 年度設計業務委託等技術者単価（旧技術者単価）に比べて上昇したことから、下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

なお、下記により契約金額が変更された場合は、国土交通省不動産・建設経済局長通知「技能労働者の適切な賃金水準の確保について」（令和 7 年 2 月 17 日付け国不入企第 49 号）の趣旨に則り、元請企業と下請企業の間で締結している契約金額の見直しや技能労働者への賃金水準の引き上げ等について、適切な対応をお願いいたします。

記

○特例措置について

令和 7 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事及び建設コンサルタント業務等のうち、旧労務単価及び旧技術者単価に基づく契約を新労務単価及び新技術者単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更について、受注者からの請求により協議を行うこととします。

変更後の請負代金額＝P（新）×k

P（新）：新労務単価、新技術者単価により積算された予定価格

k：当初契約の落札率

別紙 1-1-1：R7 年 3 月労務単価特例措置請求

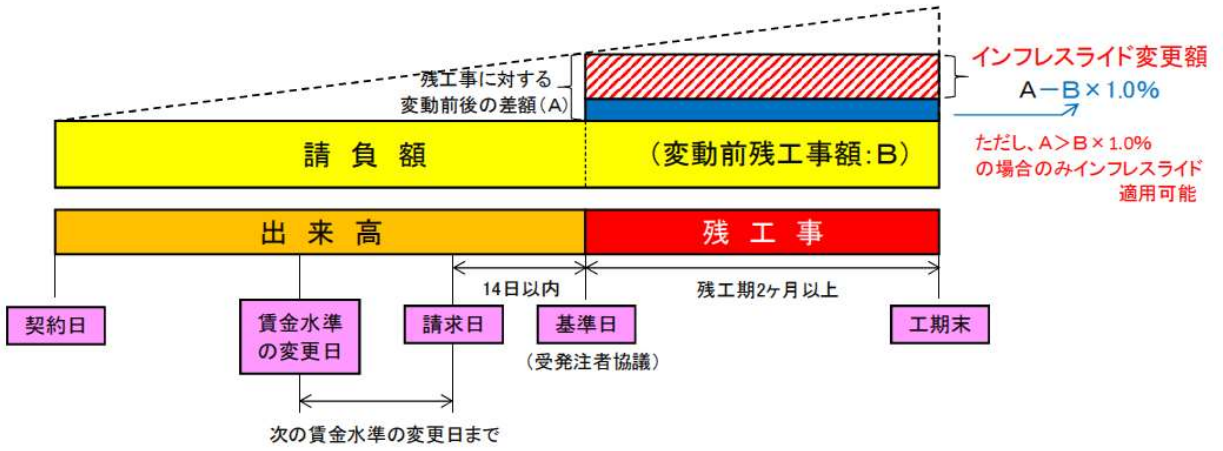
別紙 1-2-1：R7 年度技術者単価特例措置請求

○インフレスライド条項の適用について

令和 7 年 2 月 28 日以前に契約を締結している工事のうち、残工期が、受発注者協議により定めた基準日から 2 箇月以上あるもので、単価改定前と改定後の差額が 1 % を超える額について、建設工事請負基準約款第 25 条第 6 項（インフレスライド条項）を適用し、受注者からの請求により協議を行うこととします。

別紙様式 1-1：インフレスライド条項適用請求

◆インフレスライド（小松市建設工事請負基準約款第 25 条第 6 項）



■問い合わせ先： 行政管理部 管財課 24-8027